

章番号	節番号・表題		条文表題・番号	現) 2026年4月1日施行前条文内容	新) 2026年4月1日施行条文内容	変更点の概要	
第一章	第一節	総則	区分所有者の責務	第五象の二 (条文なし)	区分所有者は、第三条に規定する団体の構成員として、建物並びにその敷地及び附属施設（同条後段の場合にあつては、一部共用部分）の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。	区分所有者の責務として、団体構成員としての協力義務が新設された。	
			区分所有者の権利義務等	第六象第二項	区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲において、他の区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用を請求することができる。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。	区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲において、他の区分所有者の専有部分若しくは自己の所有に属しない共用部分を使用し、又は自らこれらを保存することを請求することができる。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。	専有部分または共用部分の「使用」に加え、「自らこれらを保存すること」も請求できるようになった。
			国内管理人	第六象の二 (条文なし)	区分所有者は、国内に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所。以下この項及び第三項において同じ。）を有せず、又は有しないこととなる場合には、その専有部分及び共用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所又は居所を有する者のうちから管理人を選任することができる。 2 前項の規定により選任された管理人（次項及び第四項において「国内管理人」という。）は、次に掲げる行為をする権限を有する。 一 保存行為 二 専有部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為 三 集会の招集の通知の受領 四 集会における議決権の行使 五 共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対して負う債務又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して負う債務の弁済 3 区分所有者は、第一項の規定により国内管理人を選任した場合において、管理者があるとき、又は管理組合法人が存立するときは、遅滞なく、管理者又は管理組合法人に対し、国内管理人を選任した旨並びに国内管理人の氏名又は名称及び住所又は居所を通知しなければならない。 4 区分所有者と国内管理人との関係は、第二項に定めるもののほか、委任に関する規定に従う。	国内に住所を持たない区分所有者のための「国内管理人」制度が新設された。管理人の選任、権限、通知義務、委任規定が定められている。	